

自営業者の取扱いについて

●自営業者とは

自営業者は本来、事業の売上や必要経費、経営状態など含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持するものであるため、原則被扶養者とはなりません。ただし、自営業による収入が認定基準内であり、かつ主として被保険者の収入によって生計が維持されていることが証明されれば、被扶養者として認定される場合もあります。

●自営業者の収入について

健康保険における自営業者の収入は確定申告上の「所得金額」とは異なります。「総収入額」から健保組合が認める必要最小限の直接的必要経費を差し引いた額をもとにして算出するため、収支内訳書や青色申告決算書に書かれている経費内訳詳細を確認させていただくことになります。

※青色申告特別控除は、直接的必要経費として認められておりません。

●提出書類

確定申告書一式（第1表・第2表等、税務署提出分すべて）と合わせて下記いずれかのご提出をお願いします。

- ①白色申告の方→収支内訳書一式
- ②青色申告の方→青色申告決算書一式

※確定申告書一式については、税務署の「収受日付印」（受付印）のあるものでお願いいたします。

※e-Tax ご利用の場合、「収受日付印」は押印されない為、電子申請後メッセージボックスに格納される「受信通知」写しも添えてご提出ください。

※上記以外の添付書類については、「被扶養者認定に必要な書類一覧」をご参照ください。

●当健保組合が認める直接的必要経費一覧

当健保組合では、「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」等の経費科目別に定めております。（詳細は以下参照）

「○」・・・直接的必要経費として認める

「△」・・・基本認めないが、条件（必要書類及び注意事項を参照）によっては認める可能性あり

「×」・・・認めない

ご提出の確定申告書が年度途中から開始されている場合はご申告ください。
開始月から12月末までの月数で、1か月の収入額を算出し審査いたします。

扶養範囲内の判断基準となる「年間収入」とは、扶養開始希望日～その1年後(12か月間)の間に発生が想定される収入です。

算出した収入額が130万円未満（60歳以上ならびに障害年金受給者は180万円未満）であっても、直近の確定申告書から現在と将来の経営状況を推定し、今後の収入を算出したうえで判断します。

※審査の過程にて健保組合から追加書類の提出依頼や、現在の事業状況についての確認をお願いすることがあります。

下記直接的必要経費一覧は、扶養申請対象者が「扶養基準内」であることを事前に確認していただくためのものです。

「必要書類および注意事項」に記載のある「直接的必要経費申請書」および「明細」については、審査後、当健保組合が必要と判断した場合に限り依頼します。申請時の添付は不要です。

【直接的必要経費一覧】

	経費科目	認定可否	健保経費申請額	必要書類および注意事項
一般所得用（自営業・不動産賃貸等収入）	1. 給料賃金	△		原則認定しません。 ※状況に応じて判断する場合があります。「収支内訳書」（写し）など個別にいくらか支払ったかがわかる書類を添付してください。
	2. 外注工賃	○		
	3. 減価償却費	×		対象外
	4. 貸倒金	×		対象外
	5. 地代家賃	△		原則認定しません。 ※状況に応じて判断する場合があります。その場合は、「自宅住所」と「事業所住所」が同一であれば、50%（※事業内容により判断）〔小数点以下切捨〕のみ対象です。100%事業用の経費として申請する場合は、『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	6. 利子割引料	×		対象外
	7. 租税公課	×		対象外
	8. 荷造運賃	○		
	9. 水道光熱費	△		原則認定しません。 ※状況に応じて判断する場合があります。その場合、「自宅住所」と「事業所住所」が同一であれば、原則50%（※事業内容により判断）〔小数点以下切捨〕のみ対象です。100%事業用の経費として申請する場合は、『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	10. 旅費交通費	△		原則認定しません。 ※状況に応じて判断する場合があります。直接的必要経費として申請する際は『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	11. 通信費	△		原則認定しません。 ※状況に応じて判断する場合があります。携帯電話など実際の利用状況が判断できないものは認められません。その場合、「自宅住所」と「事業所住所」が同一であれば、原則50%（※事業内容により判断）〔小数点以下切捨〕のみ対象です。100%事業用の経費として申請する場合は、『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	12. 広告宣伝費	○		
	13. 接待交際費	×		対象外
	14. 損害保険料	×		対象外
	15. 修繕費	△		壊れた箇所の修復を行った場合のみ対象です。 将来に向けてのメンテナンス的な補修費（リフォームやマンションの大規模工事等）は対象外です。 直接的必要経費として申請する場合、『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	16. 消耗品費	△		原則認定しません。 ※状況に応じて判断する場合があります。用途（事業用・自宅用）が混在している等、事業用と明確に判断できるもののみ対象となります。 直接的必要経費として申請する場合、『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	17. 福利厚生費	×		対象外
	18. 雑費	△		原則認定しません。 何らかの特筆すべき理由により直接的必要経費として申請する場合には『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。
	19. その他	△		上記項目以外の直接的必要経費の申請がある場合の使用欄ですが、原則その他の項目の認定はありません。 何らかの特筆すべき理由により直接的必要経費として申請する場合には『直接的必要経費申請書』および『明細』の提出が必要です。

【扶養認定基準額】

60歳未満の方	年間収入見込130万未満（月額108,334円未満） かつ被保険者年間収入見込の1/2未満
60歳以上及び 障害年金受給の方	年間収入見込180万未満（月額150,000円未満） かつ被保険者年間収入見込の1/2未満

※廃業した自営業者については、廃業届の写しをご提出ください。

※事業休業の場合は、直近の確定申告書から判定した収入が基準を満たす場合にのみ認定します。

※当健保組合では、健康保険法施行規則第 50 条および厚生労働省の指導に基づき、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、年に 1 度、被扶養者の資格調査（検認）を行っております。

調査時に収入基準超過が判明した場合、収入超過の事実発生日に遡って扶養削除となります。

扶養基準を超過した場合、速やかに扶養削除の手続きをお願いします。